

令和8年度 磐田市中心企業ライフライン強靱化支援補助金交付要領

重要な事項についての説明

- 1 補助金の窓口は磐田市産業政策課です。
補助金の申請は、事業担当者が磐田市産業政策課にご提出ください。
- 2 国、県、市町等の他の補助金等とは重複して申請はできません。
同じ内容の事業について、国、県、市町等が助成する他の制度(補助金等)とは重複して申請することはできません。
- 3 補助金の交付決定は、1事業者につき1回とします。
※ただし、予算がなくなり次第終了となります。
- 4 対象となるのは、令和8年4月1日以降に実施し、令和9年2月28日までに設備設置、工事及び支払いまでが完了する事業です。(＝補助対象期間)
- 5 本補助金は「事前申請」「事後申請」の2種類の申請方法があります。
※令和8年4月1日～令和8年10月29日の期間に設備設置及び工事が完了し、支払い済みの場合に、「事後申請」手続きとなります。

【注意事項(両申請共通)】

- ① 令和9年3月1日以降に支払うものは、対象外です。
- ② 補助対象経費の支払いは、現金、銀行振込及び口座振替のみ認められます。(小切手・手形による支払いは不可)
- ③ 消費税は補助対象経費に含みません。各様式に計上する金額については、すべて税抜で記入してください。
- ④ 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした証拠書類等を補助事業完了後5年間保管しなければなりません。
- ⑤ 補助事業完了後5年間は、磐田市産業政策課による調査を行う場合があります。調査には必ずご協力ください。
- ⑥ 補助事業の対象設備は、設備の特性に応じた地域防災への協力を活用できるものである必要があります。このため、設備設置後、「10 地域防災に関する届け出」を必須としますので、あらかじめ各制度の要件等をご確認ください。

【注意事項(事前申請の場合)】

- ① 補助金の申請をした後、補助金の交付が決定すると「交付決定通知書」が送付されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支払いは、「交付決定通知書」受領後から可能となります。
- ② 事前申請により交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「変更承認申請書」を磐田市に提出し、承認を受けなければなりません。なお、交付決定額の増額は認められません。減額のみ変更可能です。
- ③ 補助事業の終了後は、完了報告書、事業実績報告書及び支出内容のわかる関係書類、事業の実施経過が確認できる書類及び写真を、事業完了後7日以内又は令和9年3月5日のいずれか早い日までに磐田市に提出しなければなりません。
- ④ 定められた期日までに、完了報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金の交付ができません。必ず期日を守って提出してください。
- ⑤ 完了報告書等の確認時に、支払い内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう修正を依頼します。

－目次－

1 事業の目的	4
2 補助対象者	4
3 補助事業	5
4 補助額	8
5 補助対象経費	8
(1)対象となる費目と内容	8
(2)補助対象経費全般に関する留意点	9
6 全体の流れ(事前申請または事後申請)	10
7 交付申請について	11
(1)提出書類	11
(2)提出期限	11
8 審査	12
9 事業実施	12
10 地域防災に関する届け出	12
11 変更について	13
12 事業実績の報告	13
13 補助金の支払い	13
14 提出書類の様式等	13
15 その他の留意事項	14
16 提出方法・提出先・問合せ先	14

1 事業の目的

この事業は、物価高騰の影響を受ける中小企業者等の光熱水費等の固定費負担の軽減と、災害時等における地域防災力の向上を図ることを目的とし、中小企業のライフライン強靱化への取り組みを支援するものである。

2 補助対象者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者、当該中小企業者が組織する団体並びに常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人、社会福祉法人及びNPO法人で次に掲げる者をいう。

- ① 市内に事業所、営業所又は生産地を有するもの
- ② 市税の滞納がないこと
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又は同法第33条第1項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業の対象となる営業を営む事業主でないこと
- ④ 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とする事業の事業主でないこと
- ⑤ 公の秩序若しくは善良の風俗を害する恐れのある中小企業等でないこと
- ⑥ 暴力団員に対する不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団でないこと
- ⑦ 災害時等において、事業活動に支障のない範囲で、本補助金を活用して整備した設備の特性に応じ、地域防災への協力を行うことに同意する者

3 補助事業

(1) 補助の対象となる事業は、磐田市内に設備され、補助対象者の事業に使用される事業(区分ア～ウ)で、市が認めるものとする。

ア 既存の事業用設備を省エネルギー効果の高い設備へ更新する事業

イ 自家消費型の再生可能エネルギー設備、蓄電池若しくはその両方を導入又は更新する事業

ウ 事業活動に必要な水資源の確保・有効活用に資する設備を導入する事業

(2) 対象設備は、以下の要件をすべて満たすものとする。なお、中古設備は対象外とする。

- ① 市内事業所等に設置するものであって、かつ補助対象者の事業の用に供するもの
- ② 設備の導入又は更新により、エネルギー又は水資源の使用量若しくは光熱水費等の削減が見込まれるものであること
- ③ 災害時等において、設備の特性に応じた地域防災への協力に活用できるものであること

※設備設置後、「10 地域防災に関する届け出」を必須とします。

要件等について、あらかじめご確認ください。

(3) 「ア 既存の事業用設備を省エネルギー効果の高い設備へ更新する事業」にかかる対象設備については、以下①～③のいずれかに該当するものであること。

① 「省エネ・非化石転換補助金」(経産省)において対象設備として公表され、省エネ効果が期待される設備(<https://sii.or.jp/setsubi07r/search/>)

② 省エネラベル・統一省エネラベル・簡易版統一省エネラベル・カーボン・オフセット認証ラベル等が表示され、省エネ効果が期待される製品



③ 更新前の設備よりも、電力、燃料等のエネルギー使用量が5%以上削減されることが確認できる設備、製品※カタログ・仕様書及びその他資料により、客観的に上記の確認ができること。

(4) 複数の区分を併せて補助事業として申請することも認める。ただし、申請は1事業者につき1回限りとする。

【補助事業一覧】

区分	対象設備	条件	地位防災力向上に向けた取組の例
ア 既存の事業用設備を省エネルギー効果の高い設備へ更新する事業 ※新規設置は対象外	【空調設備】 電気式パッケージエアコン（業務用エアコン）、ガスヒートポンプエアコン、ルームエアコン、チリングユニット、吸収式冷凍機、ターボ冷凍機 等	・ 3(3)のとおり ・ 事業目的以外での使用になり得る可能性があるものは補助対象外（戸建て住宅、集合住宅の住居部分、住居兼店舗の住居部分への設置等）	クーリングシェルター
	【産業用ヒートポンプ】	3(3)のとおり	温水・熱源の提供
	【給湯設備】 給湯器、ボイラ 等	・ 3(3)のとおり ・ 事業目的以外での使用になり得る可能性があるものは補助対象外（戸建て住宅、集合住宅の住居部分、住居兼店舗の住居部分への設置等）	温水・熱源の提供
	【高効率コージェネレーション】	・ 3(3)のとおり ・ 事業目的以外での使用になり得る可能性があるものは補助対象外（戸建て住宅、集合住宅の住居部分、住居兼店舗の住居部分への設置等）	温水・熱源の提供
	【産業用ボイラ】 蒸気ボイラ、温水ボイラ 等	3(3)のとおり	温水・熱源の提供

区分	対象設備	条件	地位防災力向上に向けた取組の例
イ 自家消費型の再生可能エネルギー設備、蓄電池若しくはその両方を導入又は更新する事業	【自家消費型再生可能エネルギー発電設備】	・市内の事業所等に新たに設置する又は更新する設備であって、発電した電力を事業用に使用する場合に限り補助対象とする。 （設備と蓄電池を併せて設置する場合と、設備を単独で設置する場合のどちらも補助対象とする。）以下のような例は補助対象外とする。 （例1）売電目的の設備（FIT又はFIP認定、相対契約等の契約形態を問わない） （例2）事業目的以外で電力を使用する場合（戸建て住宅、集合住宅の住居部分、住居兼店舗の住居部分等） （例3）事業所外の遠隔地に設置した太陽光発電設備から、一般送配電事業者の送電網を活用して市内の事業所等に電力を供給する場合（自己託送）	電源の提供
	【産業用蓄電池】 （自家消費型再生可能エネルギー発電設備で発電した電力を蓄電する設備）	新規に設置する自家消費型再生可能エネルギー発電設備と併せて設置する場合と、既設の自家消費型再生可能エネルギー発電設備に追加設置する場合のどちらも補助対象とする。後者の場合、補助対象経費は蓄電池の設置に係る部分のみとする。	電源の提供
	【EV外部給電設備】	EV等外部蓄電バッテリーと連携可能であること。建物の電力のピークカットが見込める設備であること。	E V車の充電
ウ 事業活動に必要な水資源の確保・有効活用に資する設備を導入する事業	【井戸設備】 井戸、ポンプ、ろ過設備、配管	・事業用水道の使用量減少につながるものとする。 ・自宅に配管を通すなど、事業目的以外での使用になり得る可能性があるものは補助対象外とする。	生活用水の提供
	【貯水・再利用水設備】 受水槽、貯水槽、雨水再利用設備、給水ポンプ	受水槽、貯水槽については、緊急給水栓がある設備であること。	生活用水の提供

4 補助額

補助率	補助金額上限
1/2	200万円 ※1,000円未満の端数は切り捨て

※他の補助金・助成制度との併用不可。

5 補助対象経費

(1) 対象となる費目と内容

① 設計費

補助対象事業に必要な設備等の設計に要する経費

[留意点]

・事業計画書作成のための設計費は、補助対象としない。

② 設備費

補助対象事業に必要な設備等の購入、据え付け等に要する経費

[留意点]

- ・ 既存設備の撤去・移設・廃棄・処分費用は対象としない。
- ・ 居住用に使用している居室等に設置する設備は対象としない。
- ・ 消費税抜き50万円以上の設備等は処分制限財産に該当し、補助事業期間終了後も原則、一定期間(※)は市の承認なしに処分(補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること)ができない。承認を受けずに処分をすると、補助金の返還を求める場合がある。

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数等に相当する期間をいう。

③ 工事費

補助対象事業に必要な工事に要する経費

[留意点]

- ・ 金額にかかわらず、工事内容、金額等を明らかにしておくこと。
- ・ 居住用に使用している居室等の工事は対象としない。
- ・ 消費税抜き50万円以上の外注工事等は、処分制限財産に該当し、補助事業期間終了後も原則、一定期間(※)は市の承認なしに処分(補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること)ができない。承認を受けずに処分をすると、補助金の返還を求める場合がある。

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数等に相当する期間をいう。

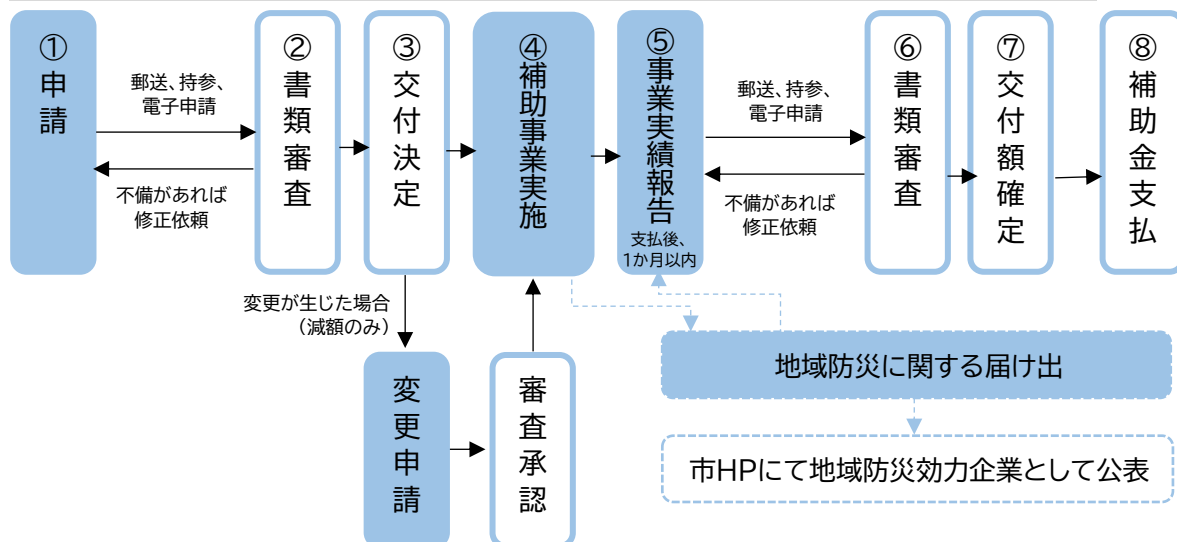
(2) 補助対象経費全般に関する留意点

- ア 当該事業実施のためだけに使用するものを補助対象とすること。また、以下の経費については、補助対象としないこと。
- ・ 「3 補助の対象となる事業」(P.5～)に必要でないオプション品の購入経費、工事費、役務の提供に係る経費
 - ・ 補助対象と補助対象外のものをつなぐ配線・配管等(按分処理を行う場合は市に確認すること。)
 - ・ 中古の設備等に係る設置購入経費、工事費
 - ・ 予備経費、将来使用予定の設備の購入経費及び工事費
- イ 対象となる経費は発注(契約)から納品、支払までが補助対象事業期間内にあるものに限り、限ること。
- ウ 補助対象事業にかかる支払をしたことが客観的に証明できる証拠書類が保管されているもののみを補助対象とすること。
- エ 支払は、現金、振込及び口座振替のみ認め、手形、小切手、相殺払等は認めないこと。口座振替のうちクレジットカードでの支払については、カード名義が補助事業者と同一である場合のみ対象とし、支払日が補助事業期間内にある1回払いのみ認めること。
- オ 消費税は補助対象としないため、交付申請等に当たっては消費税抜きの金額を用いること。内税表示の場合は、表示額に100/110等適正な率を掛けて1円未満を切り捨てた金額とすること。
- カ 振込手数料、代引手数料等は補助対象としないこと。

6 全体の流れ(事前申請または事後申請)

本補助金は、設備設置後、「10 地域防災に関する届け出」を必須とします。補助金の申請前に必ずご確認ください。

【事前申請(令和8年10月30日～令和9年2月28日の期間に事業実施するもの)】



※④補助事業実施

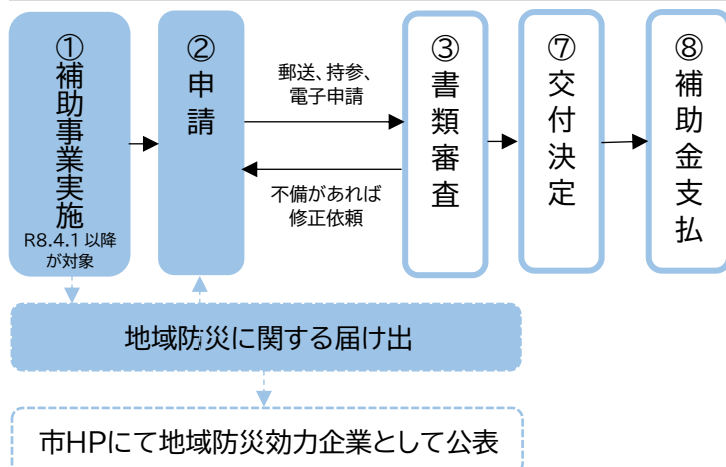
交付決定後に、補助事業実施(設備等の発注、納品、支払)が可能。
 交付決定後に着手し、令和9年2月28日までに支払いまで完了すること。
 ※事業内容を変更する場合には、事前に市に変更申請すること。

⑤事業実績報告

完了報告+事業実績報告書の提出

※④の完了後7日以内又は、令和9年3月5日のいずれか早い日までに提出すること。

【事後申請(令和8年4月1日～令和8年10月29日の期間に以下の①が完了済みのもの)】



7 交付申請について

(1) 提出書類

事前申請 (令和8年10月30日～令和9年2月28日の 期間に設備設置及び工事が完了し、支払う場 合)	事後申請 (令和8年4月1日～令和8年10月29日の期間 に設備設置及び工事が完了し、支払済の場合)
・【事前申請用】交付申請書類チェック表 ・交付申請書(様式第1号) ・事業計画書(様式第2号)及び根拠となる資料(見積書の写し等) ・法人の場合は法人事業概況説明書(両面)、個人事業主の場合は確定申告書、農業者は併せて農業収入が確認できるもの(青色申告決算書 等)※直近の1期分 ・設備、工事等の仕様を確認できる書類の写し ・「ア 既存の事業用設備を省エネルギー効果の高い設備へ更新する事業」の場合、更新前の設備の写真	・【事後申請用】交付申請書類チェック表 ・交付申請書(様式第1号) ・事業実績報告書(様式第2号)及び根拠となる資料(領収書の写し等及び請求書) ・法人の場合は法人事業概況説明書(両面)、個人事業主の場合は確定申告書、農業者(農業を営む者のうち、農業収入を得ている者)の場合は併せて農業申告決算書(農業所得用) ※直近の1期分 ・設備、工事等の仕様を確認できる書類の写し ・事業の実施経過が確認できる書類・写真等 ・地域防災に関する届け出が確認できる書類等(P12参照) 【書類・写真等についての例】 ・購入した設備の写真 (設置した場所がわかるもの) ・工事の完了報告書 ・工事中、工事完了後の写真

※令和8年4月1日以降に設備設置及び工事に着手し、10月29日時点で完了していない場合は、産業政策課までご相談ください。

指定の様式は、磐田市ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/kigyoushien/1017077.html

(2) 提出期限

常時受け付ける。【最終提出期限: 令和9年2月28日】

※予算がなくなり次第終了とする。また、予算執行状況により、変更する場合がある。

8 審査

(1) 交付決定について

申請された内容について確認し、補助金の交付を決定する。

(2) 結果の通知

交付決定した事業者に対して、交付決定通知を送付する。

※補助金の支払は、交付決定日から概ね1か月後となる。

9 事業実施

- ・ 補助金は、交付決定日から令和9年2月28日までに事業を行ったものが対象となる。
令和9年3月1日以降に支払をしたもの等は対象外とする。
- ・ 磐田市は、補助対象事業の進捗把握を行うため、補助対象事業期間内に必要に応じて面談又は電話形式でヒアリングを実施する場合がある。

10 地域防災に関する届け出

本事業は、災害時等における地域防災力の向上を図ることを目的のひとつとしているため、以下のとおり届け出等を行うことを要件とする。

(1) 申請時

交付申請書にて災害時の地域防災への協力に同意する。

(2) 事前申請：補助事業実施後、事後申請：交付申請時

対象設備に応じて以下のとおり届け出等を行う。なお、届け出等の内容については、企業名・所在地・取組内容等について本市ホームページにて公表する。

■空調設備

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）への応募

https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kenkou_fukushi/otona_kenkou_kenshinsoudan/1013533/1013535.html

※応募後、応募用紙の写しをご提出ください。

■井戸設備

「磐田市防災井戸の管理に関する要領」に基づく災害時協力井戸への登録

https://www.city.iwata.shizuoka.jp/bousai_anzen/bousai/jishin_tsunami_sonae/1014203/index.html

※申込完了後、申込内容の分かる画面の写しをご提出ください。

■その他設備

「磐田市地域防災協力民間ライフライン設備登録要領」に基づく承諾書の提出

※事前申請は事業実績報告時、事後申請は交付申請時に、必要書類とあわせて産業政策課にご提出ください。

https://www.city.iwata.shizuoka.jp/bousai_anzen/bousai/jishin_tsunami_sonae/1014203/1017090.html

11 変更について(事前申請の場合のみ)

事前申請の場合、交付決定後に外部環境の変化等により当初の計画を変更(軽微な変更を除く)しようとするときは、あらかじめ磐田市に報告し、必要書類を提出のうえ、承認を受けなければならない。

※交付決定額の増額は認められない。(減額のみ変更可能)

※事業計画書、収支予算書の内容が変更となる場合には、速やかに市へ報告すること。

[提出書類]

- ・変更申請書類チェック表
- ・変更承認申請書(様式第5号)
- ・変更事業計画書(様式第2号)及びその根拠となる資料(見積書等)

12 事業実績の報告(事前申請の場合のみ)

補助事業が終了した後は、事業完了後7日以内または、令和9年3月5日までのいずれか早い日までに、所定の提出書類を磐田市に提出する。磐田市において、適正に補助事業が行われたことが確認されたときのみ、補助金が支払われるものとする。

[提出書類]

- ・完了報告書類チェック表
- ・完了報告書(様式第7号)
- ・事業実績報告書(様式第2号)及びその根拠となる資料(領収書の写し等及び請求書)
- ・事業の実施経過が確認できる書類・写真等※

(書類・写真等についての例)

- ・購入した設備の写真(設置した場所がわかるもの)
- ・工事の完了報告書
- ・工事中、工事完了後の写真

13 補助金の支払い

審査によって適正に補助事業が行われたことが確認されたときは、「確定通知書」(事後申請の場合は「交付額決定通知書」)を送付する。補助金の支払は、交付確定日(事後申請の場合は交付決定日)から概ね1か月後となる。

14 提出書類の様式等

様式は、市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/kigyoushien/1017077.html

15 その他の留意事項

(1) フォロー調査について

磐田市は、本補助金の事業成果検証や各種支援のため、補助事業終了後、補助対象者に対して面談等によるフォロー調査を5年間実施できる。

〔フォロー調査内容〕

補助事業により取得した財産等について

（補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付けまたは担保に供していないか否か）

(2) 補助金の返還について

補助事業により取得した財産を、磐田市の承認なしに補助事業以外の目的で使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保してはならない。それらに該当する場合、補助金の返還対象となることがある。

16 提出方法・提出先・問合せ先

提出方法は、市役所窓口・郵送・メール・電子申請となります。

■ 受付期間：令和8年10月30日～令和9年2月28日

■ 受付時間：8時30分～17時15分

（窓口受付は、11月2日から9時00分～16時30分となります。）

【提出先・問合せ先】

〒438-8650 磐田市国府台 3-1

磐田市産業政策課 中小企業ライフライン強靱化支援補助金担当

TEL:0538-37-4904

MAIL:sangyo@city.iwata.lg.jp

電子申請：<https://logoform.jp/form/dWNN/1851211>

